

山陽小野田市水道事業  
マッピングシステム構築業務委託  
公募型プロポーザル  
**実施要領**

令和8年8月

山陽小野田市水道局

## 1 業務の目的

山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託（以下「本業務」という。）は、現在使用している水道管路・給水装置工事申請書管理システムの諸課題を解決するため、水道情報活用システムで構築された水道標準プラットフォーム（以下「水道標準プラットフォーム」という。）を活用することにより、操作性・信頼性に優れたマッピングシステム（以下「システム」という。）を構築し、水道管路・給水装置等の一元管理、料金システムの水量データと連携することにより、横断的なデータの利活用、管網解析、水道管路・施設の維持管理や更新作業の効率化、そして将来にわたる安定的な水道サービスを提供することを目的とする。

また、管網解析を導入することで、災害時の断水区域の配水流量、流速等の把握や配水系統区域の変更、既設管路のダウンサイジングに向けた口径の検討など配水管路の更新計画等に活用する。

なお、本業務は上下水道 DX 推進事業（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の交付対象事業）を活用する事業であり、業務遂行にあたっては国土交通省等の基準に従うものとする。

## 2 業務の概要

### （１）業務名称

山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託

### （２）業務内容

別紙「山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### （３）システム機器等の設置場所

山陽小野田市新生一丁目 8 番 2 2 号

山陽小野田市水道局 本局（施設維持課 4 台及び業務課 1 台）

※ システム機器に既存資料データ等を導入する作業及びマッピングシステム構築作業等については、山陽小野田市水道局本局、受託者の事務所、その他山陽小野田市水道局が指定する場所とする。

### （４）業務委託契約期間

#### ① システム構築業務（本業務）委託期間

- ・ 契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日までとする。
- ・ システム本稼働日は、令和 10 年 3 月 1 日からとする。
- ・ 令和 10 年 1 月 17 日から令和 10 年 2 月 29 日までは、実際の利用環境でテスト運用を実施すること。この期間に実際の利用環境で、現行システムと並行稼働を行うこと。

#### ② システム保守業務委託期間

- ・ システム本稼働日の令和 10 年 3 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（4 年 1 カ月間）の保守委託を行う長期継続契約の予定で、その期間中は、保守費用の金額の変更は行わない。
- ・ システム稼働後の運用段階におけるシステム保守業務は、別契約とし、①システム構築業務には含まない。なお、システム保守契約は、本業務の対象外であるが関連

する業務である。

**(5) 提案上限額**（消費税及び地方消費税は含まない。）

- ① システム構築費用 **75,000,000**円（本業務）
  - ・システム構築に係るすべての費用を含む。
- ② システム保守費用 **13,880,000**円（4年1ヶ月分）
  - ・システム保守費用については、システム保守費、水道標準プラットフォーム保守費及び管網解析保守費等を含む。

注1) ①システム構築費用、及び②システム保守費用は、プロポーザルのために設定した提案上限額であり、契約金額ではない。

注2) 見積金額が提案上限額を超える場合は、失格とする。

**(6) 委託料の支払**

- ① システム構築費用（本業務）の委託料の支払い
  - ・システム構築業務の完了後に完了検査を受け、検査に合格したとき、支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に一括で支払うものとする。
- ② システム保守費用については、別契約（令和10年3月1日から令和14年3月31日までの4年1ヶ月間の長期継続契約）となる。
  - ・契約締結後における費用の支払いは、システム稼働期間において、初年度（令和10年3月の1ヶ月分）については、提案見積金額内訳書（様式第10号別添）に記載された金額を月割りした金額を支払い、令和10年度以降は、協議により山陽小野田市の定める手続きに従って、支払うものとする。
  - ただし、山陽小野田市水道事業会計予算について議会の議決が得られないときは、この限りではない。
  - 前文により契約を解除する場合、委託者は、受託者に対して解約の3ヵ月前までに通知することとする。なお、この場合において受託者に損害が生じたときは、損害の補填について、委託者と受託者の双方で別途協議とする。

### 3 選定方法

本業務の実施に当たり、当該業務を行い得る能力を有する事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた受託事業者の候補者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」を実施する。

### 4 参加資格要件

**(1) 企業に関すること。**

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 法人であること。
- ② 債務超過等、資力に問題がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑦ 参加表明書類の提出日において、山陽小野田市から指名停止の措置を受けていないこと又は受けることが明らかでないこと。
- ⑧ 単体事業者であること。（複数の事業者による共同企業体は認めない。）
- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/JISQ27001）又は個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）、プライバシーマーク、品質マネジメントシステム JISQ9001（ISO9001）のうちいずれか１つ以上を取得していること。
- ⑩ 一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会の会員である者。

## （２）参加資格要件確認基準日

参加表明書類を受理した日とする。

## ５ 事務局（問い合わせ先）

山陽小野田市水道局 施設維持課

〒７５６－００９２

山口県山陽小野田市新生一丁目８番２２号

電話番号 : ０８３６－８１－３９６９

FAX番号 : ０８３６－８３－４５９７

メールアドレス : suido-iji@city.sanyo-onoda.lg.jp

## ６ 審査委員会

本業務の受託事業者の選定審査は、山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

## ７ 選定のスケジュール

| 内 容                                   | 年 月 日                   |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 公募型プロポーザル実施要領等の公示<br>参加表明書類及び質問書の受付開始 | 令和８年 ８月１８日（火曜日）         |
| 質問書-Ⅰの提出期限                            | 令和８年 ８月２８日（金曜日）１７時００分まで |
| 参加表明書類の提出期限                           | 令和８年 ９月１１日（金曜日）１７時００分まで |
| 一次審査結果通知日                             | 令和８年１０月 ２日（金曜日）         |
| 質問書-Ⅱの提出期限                            | 令和８年１０月１６日（金曜日）１７時００分まで |
| 企画提案書等の提出期限                           | 令和８年１０月３０日（金曜日）１７時００分まで |
| 二次審査（プレゼンテーション）                       | 令和８年１１月１７～１８日           |
| 審査結果通知                                | 令和８年１１月下旬               |

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 協議、契約締結       | 令和8年11月下旬から12月中旬 |
| マッピングシステム本稼働日 | 令和10年3月1日（水曜日）   |

※ 公示時点での予定であり、状況により変更する場合があります。

## 8 参加表明の手続き

本業務の実施要領並びに仕様書等を熟考の上、プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は、以下の事項に従って、期限までに提出すること。

### （１）提出期限

令和8年9月11日（金曜日）17時00分まで（必着）

### （２）提出場所

「5 事務局」へ提出すること。

### （３）提出方法

参加事業者が持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）  
持参の場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分までとする。  
なお、12時00分から13時00までは除く。

### （４）提出書類

下記の書類を各1部、及び添付する関係書類（写）を用意すること。

- 1) 参加表明書（様式第1号）
- 2) 会社概要（様式第2号）
- 3) 業務実績調書（様式第3号）
- 4) 業務実施体制（様式第4号）
- 5) 配置技術者（様式第5-1～3号）
- 6) 確認書（様式第6号）
- 7) マッピングシステムで使用するソフト等のカタログ（参考資料）

### （５）注意事項

事務局により提出書類の内容を確認し、不備のあるものについては受理しない。  
また、提出期限経過後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 9 質問及び回答

本業務のプロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）を提出することができる。ただし、審査評価基準に関する質問は受け付けないものとする。

なお、質問者は「4 参加資格要件」を満たしている者に限る。

### （１）提出先

質問書（様式第7号）に質問内容を記入して、電子メール又は書面にて、事務局まで提出とする。（電子メールの件名は「プロポーザル質問書」とすること。）

また、電子メールを送付した旨を、事務局に電話にて着信確認すること。

なお、受付窓口及び電話での質問は受け付けない。

## (2) 提出期限

質問書－Ⅰ（参加表明書類の提出に関する内容・一次審査）

令和8年 8月28日（金曜日）17時00分まで（必着）

質問書－Ⅱ（企画提案書等の提出に関する内容・二次審査）

令和8年10月 6日（火曜日）から

令和8年10月16日（金曜日）17時00分まで（必着）

## (3) 回答

提出された質問書－Ⅰ及び質問書－Ⅱに対する回答－Ⅰまたは回答－Ⅱについては、次のとおりとする。ただし、その質問の内容がその事業者の評価に際し、不利益となる可能性のある場合は、この限りではない。また、質問内容によっては、回答できない場合がある。なお、質問事業者名は非公表とする。

回答－Ⅰ・・・全ての質問の一覧表を作成し、山陽小野田市水道局ホームページへ  
令和8年9月4日（金曜日）までに掲載する。

回答－Ⅱ・・・企画提案事業者全てに電子メールにて令和8年10月23日（金曜日）までに回答する。

## 10 審査評価基準

別紙1の「山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託プロポーザル審査評価基準配点表」について「11 一次審査」及び「13 二次審査」に基づき審査委員会が審査し選定する。

## 11 一次審査

参加事業者より提出された「8 参加表明の手続き（4）提出書類」について、一次審査（企業評価、技術力評価）を実施し、その結果、二次審査を受ける者を選定し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（以下「参加資格結果通知書」という。）により通知する。

なお、一次審査では、原則として5者選定する。ただし、参加事業者が5者以下の場合は、「4 参加資格要件」を満たす参加事業者全てを選定する。

一次審査の審査項目（審査評価事項）の審査評価及び採点において、同じ評価点が複数揃った場合は、同種の構築業務の導入実績（様式第3号及び様式第6号）の件数が多い者から選定する。なお、導入実績件数が同数の場合は、配置技術者の保有資格及び業務実績（経歴）の件数が多い者から選定する。

一次審査の結果については、審査終了後全ての参加事業者に、参加資格結果通知書により通知する。審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して3日（土日、祝祭日は含まない。）以内に、書面（任意様式）にて受付するものとし、回答については、提出された参加事業者に書面で回答する。

## 12 企画提案書等の提出

参加資格結果通知書の通知により参加資格があると確認された者（以下「提案事業者」という。）は、配布書類を基に企画提案書等を期限までに提出すること。

### (1) 配布書類

提案事業者に対して以下の資料を電子媒体CDで配布（送付）する。

- ・山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託企画提案書及び見積書作成要領（以下「作成要領」という。）

- 1) 企画提案書届出書（様式第8号）
- 2) システム機能要件書（様式第9号）
- 3) 提案見積金額書（様式第10号）
- 4) 提案見積金額内訳書（様式第10号別添）
- 5) プロポーザル参加辞退届（様式第11号）
- 6) 質問書-II（様式第7号）

## （２）企画提案書等の提出

提案事業者は、別紙２「企画提案書等記載項目」及び作成要領に基づいて作成した企画提案書等を以下の事項に従って提出すること。なお、プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるもので、成果の一部を求めるものではない。

### 【提出書類】

- 1) 企画提案書届出書
- 2) 企画提案書（様式任意）
- 3) システム機能要件書
- 4) 提案見積金額書
- 5) 提案見積金額内訳書

①システム構築費用にかかる費用の見積金額を提出すること。

②システム導入後の保守費用についても審査評価基準の対象とするため、別添本仕様書等に基づき、４年１ヶ月の保守にかかる費用の見積金額を提出すること。

③見積金額として、ベンダー変更時のデータ移行費用を提出すること。

注１）見積金額の合計が「２ 業務の概要（５）提案上限額 ①システム構築費用及び②システム保守費用」それぞれが超えないこと。

注２）提案見積金額書及び提案見積金額内訳書については、企画提案書とは別に厳重に封かん（同封）し、１部のみ提出し、可能な限り内訳を記載するよう努めること。封かんした提案見積金額書等は、企画提案書と併せて提出すること。

注３）提案見積金額書は、本仕様書等を参考に作成すること。

提案見積金額書以外で必要となる費用については、企画提案書に全て記載すること。

契約後、提案見積金額書及び企画提案書に記載されていない事象が発生し、山陽小野田市が必要と判断したものについては、原則、無償で対応すること。

### 【提出部数】

○企画提案書１２部（紙媒体：正本１部、副本１１部）

#### 企画提案書の提出様式

・企画提案書の様式は任意とし、Ａ４版サイズの種類に日本語で作成し、表紙を除きページ番号を付けること。ページ数は３０ページ以内とする。文字サイズは１１ポイント以上に努めること。なお、図表等を使用する場合はＡ３版を使用できるものとし、その場合は、Ａ４版に折り込んで綴じること。ただし、用紙の向きは問わない。

・審査は匿名で実施するため、企画提案書の副本１１部の作成に当たっては、社名及びロゴを記載しないこと。

○企画提案書、及びシステム機能要件書を格納した電子媒体を１部提出すること。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和8年10月30日（金曜日）17時00分まで（必着）

(4) 提出場所

「5 事務局」へ提出すること。

(5) 提出方法

提案事業者が持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

持参の場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分までとする。

なお、12時00分から13時00までは除く。

(6) 注意事項

事務局により提出書類の内容を確認し、不備のあるものについては受理しない。

また、提出期限経過後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 参加を辞退する場合

企画提案書等の提出期限の3日前までにプロポーザルを辞退することができる。

なお、プロポーザル参加辞退届を事務局に提出すること。

## 13 二次審査

(1) 二次審査の方法

提案事業者から提出された参加表明書類、及び企画提案書等の書類について、プレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）の機会を設け、審査項目（全体審査・個別審査）の企業評価、技術力評価、企画提案書評価、プレゼンテーション評価及び見積金額評価について、審査評価事項に基づいて、審査委員会が総合的に公平かつ客観的に審査及び評価して評価点の採点を行い、評価点合計の得点にて競う方法を実施し、**評価点合計**が最も高得点を獲得した提案事業者を本業務の優先交渉権者として選定する。

(i) 全体審査

**企業評価**（経営状況、マッピングシステム同種の構築業務の導入実績、認証資格の取得状況）、**技術力評価**（配置技術者）、**システム機能要件書**（様式第9号）について、審査評価事項に基づいて、審査及び評価して評価点を採点する。

**見積金額評価**では、システム構築費用及びシステム保守費用について、それぞれの提案見積金額を審査評価事項に基づいて、評価点（小数点以下第一位を四捨五入）を算出し採点する。

(ii) 個別審査

企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査評価事項に基づいて、審査を5段階で評価し評価点を採点する。

なお、各審査委員の各審査評価事項の評価点について、最高評価点及び最低評価点の各1人分を除外した残りの各審査委員の評価点の合計の平均点（小数点以下第一位を四捨五入）を、個別審査の評価点とする。

また、同じ合計点の最高評価点及び最低評価点を採点した審査委員が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

- (iii) 評価点合計が同点（１位）の提案事業者が複数揃った場合は、提案見積金額（①システム構築費用）が最も低額の提案事業者を優先交渉権者とする。  
また、提案見積金額についても同額の提案事業者が複数揃った場合は、該当する提案事業者が同席し、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。
- (iv) 必要に応じ、次点交渉権者も併せて選定する。
- (v) 提案事業者が１者の場合でも二次審査を行い、評価事項に基づき評価点を採点し、評価点合計が配点の１０分の６以上の得点を取得すれば、優先交渉権者とする。
- (vi) 審査委員会において協議し、妥当な提案事業者がいないと判断した場合には、優先交渉権者を選定しないこともある。
- (vii) 二次審査の結果については、審査終了後全ての提案事業者に、プロポーザル選定結果通知書により通知する。審査結果の説明を求める場合、プロポーザル選定結果通知の翌日から起算して３日（土日、祝祭日は含まない。）以内に、書面（任意様式）にて受付するものとし、回答は、提出された提案事業者に書面で回答する。

## （２）プレゼンテーション

プレゼンテーションの日時、場所、実施時間等の詳細については事前にプレゼンテーション参加要請書で提案事業者に通知する。

なお、プレゼンテーションに参加しない提案事業者は失格とする。

プレゼンテーションの内容は、企画提案書記載事項のみとし、記載されていない事項を発表してはならない。

### ① 日程・場所

日時 令和８年１１月１７～１８日（予定）

場所 山陽小野田市水道局 本局（２階大会議室）

### ② 実施時間

準備から片付けを含めて１００分以内

企画提案書説明、企画提案書補足説明、システムデモンストレーション６０分、  
ヒアリング・質疑応答２０分

### ③ 出席者

当日のプレゼンテーションに出席する者は、本業務を受注した際に直接携わる担当者（営業・開発担当者１名以上、配置技術者１名以上）の参加者とする。他の出席者は認めない。出席可能人数は、各提案事業者について、５名以内までとする。プレゼンテーションの３日前までに事務局へ出席者数を報告すること。

## （３）その他

- ① プレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ② プレゼンテーションに必要な機材は、提案事業者が用意すること。ただし、電源、スクリーン、プロジェクターは、山陽小野田市水道局で用意する。
- ③ プレゼンテーションは、提出された資料を使用すること。
- ④ プレゼンテーションの内容は、企画提案書記載事項のみとし、記載されていない事項を発表してはならない。
- ⑤ プレゼンテーション時に、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追

加することは認めない。

- ⑥ プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については事前に提案事業者に通知する。なお、プレゼンテーションに参加しない提案事業者は失格とする。

## 13 審査結果通知及び公表

審査結果については、後日提案事業者に文書にて通知し、山陽小野田市水道局ホームページにおいて公表する。

## 14 契約の締結

審査委員会にて選定された優先交渉権者に、審査結果を通知後、山陽小野田市と本業務に係る契約の条件等について、企画提案書等の内容を基本とし、仕様内容並びに見積金額の価格内容等協議の上、山陽小野田市の決定を受けることにより受託事業者として、契約締結を行うものとする。

ただし、以下の場合、山陽小野田市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

- ① 優先交渉権者が審査後に本要領に定める「4 参加資格要件」に該当しなくなった場合、「15 失格条項」に該当することとなった場合等
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しない場合
- ③ 辞退、その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となった場合

## 15 失格条項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出期限、提出先に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行った場合
- (6) 他の参加事業者、提案事業者と提案等の内容、又はその意思について相談を行った場合
- (7) 二次審査前に、他の提案事業者に対して、提案等の内容を意図的に開示した場合
- (8) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (9) 「4. 参加資格要件」に該当しない場合
- (10) 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (11) 参加事業者及び提案事業者の記名又は押印を欠く場合
- (12) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募を行った場合
- (13) 2通以上の書類提出がなされた応募を行った場合
- (14) 必要書類を提出期限までに提出せず、審査委員会により重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められた場合
- (15) 2案以上の企画提案をした場合
- (16) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (17) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたると認める場合

## 16 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、委託者と受託者が協議し、本業務の一部についてあらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合を除く。

## 17 その他留意事項

- (1) 業務内容についての詳細は本業務の実施要領、仕様書、作成要領等によるものとし、説明会を行わないものとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用（書類の受取、作成、提出、プレゼンテーションの参加等に係る一切の経費）は、すべて参加事業者及び提案事業者の負担とする。
- (3) プレゼンテーション時に、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することは認めない。
- (4) 書面による申出により、プロポーザルを辞退することができる。
- (5) 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。また、公表もしない。
- (6) 提出書類及び参加に関して使用する言語は日本語、単位は SI 単位、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。
- (7) 提出書類の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (8) プレゼンテーション時に、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することは認めない。
- (9) 提出書類の著作権等の取扱において、提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者者に帰属する。ただし、審査結果の公表等において、山陽小野田市がこの業務に関し必要と認める用途については、企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (10) 参加事業者及び提案事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしはならないものとする。なお、受託者はその職を退いた後も同様とする。
- (11) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
- (12) 提出書類に虚偽の記載をするなど、失格となった場合は、その者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (13) 契約締結時に双方協議の上、製品、導入作業、維持管理等の詳細についての仕様を定めることとする。
- (14) スケジュールの変更については、山陽小野田市水道局ホームページへ随時掲載する。

別紙 1

山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託プロポーザル審査評価基準配点表

| 審査項目 |                      | 審査評価事項                                                                                                                                                            | 配点    |
|------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 全体審査 | 企業評価                 | 会社概要（様式 2 号）                                                                                                                                                      | 50 点  |
|      |                      | マッピングシステム同種の構築業務の導入実績（様式 3 号・様式 6 号）                                                                                                                              |       |
|      |                      | 認証資格の取得状況（①ISO27001 又は JISQ15001, ②プライバシーマーク, ③ISO9001）（様式 6 号）                                                                                                   |       |
|      | 技術力評価                | 管理技術者（様式 5 号-1）                                                                                                                                                   | 40 点  |
|      |                      | 照査技術者（様式 5 号-2）                                                                                                                                                   |       |
|      |                      | 主担当技術者（様式 5 号-3）                                                                                                                                                  |       |
|      | 見積金額評価               | システム構築費用（様式第 10 号、第 10 号別添）                                                                                                                                       | 90 点  |
|      |                      | システム保守費用（様式第 10 号、第 10 号別添）                                                                                                                                       |       |
|      | 企画提案書評価              | システム機能要件書（様式第 9 号）要求項目                                                                                                                                            | 90 点  |
| 個別審査 | 企画提案書評価及びプレゼンテーション評価 | 1. 業務の目的<br>2. 実施体制、工程及び構築作業<br>3. システム概要、内容、機能仕様<br>4. システム機器構成<br>5. 現地調査（水圧・流量測定）<br>6. システム納入説明・操作研修                                                          | 100 点 |
|      |                      | 7. システム保守・運用要件<br>①システム保守体制・運用の内容、システム運用の継続性、データのバックアップ体制等<br>②システム保守（ハードウェア・ソフトウェア）の内容、システム機能、設備の共有化により運用に係る効率化<br>③水道標準プラットフォーム上での運用・保守・障害発生時の体制等の機能構築          | 30 点  |
|      |                      | 8. その他 追加提案（独自性）<br>①見積金額の対象範囲内で、今回導入するシステムについての仕様書及び機能要件書に明記していない、その他の機能<br>②見積金額の対象範囲外で、マッピングシステム・管網解析を活用した、将来的な拡張性等の利用提案等<br>③見積金額の対象範囲外で、現場等に対応できるシステム機器及び機能等 | 60 点  |
|      |                      | 操作性<br>デモンストレーション                                                                                                                                                 | 140 点 |
|      |                      | マッピングシステム機能<br>①基本機能（作図、編集、検索）の操作<br>②セキュリティ機能<br>③データ機能について、断水区域検索機能及び分析機能<br>④データ機能について、水道料金システムとのデータ連携                                                         |       |
|      |                      | 管網解析                                                                                                                                                              |       |
|      |                      | ヒアリング・質疑応答の的確性                                                                                                                                                    |       |
|      | 合計（600 点満点）          |                                                                                                                                                                   | 600 点 |

## 別紙 2

### 「企画提案書等の記載項目一覧」

企画提案書、システム機能要件書及び各提案見積金額書は、以下の項目により作成すること。

#### 【1】企画提案書（様式任意）

1. 業務の目的
2. 実施体制、工程及び構築体制
3. システム概要、内容、機能仕様
4. システム機器構成
  - ①システム要件
  - ②ハードウェアの仕様
  - ③ソフトウェアの仕様
5. 現地調査（水圧・流量測定）
6. システム納入説明・操作研修
7. システム保守・運用要件
  - ①システム保守体制・運用の内容、システム運用の継続性、データのバックアップ体制等
  - ②システム保守（ハードウェア・ソフトウェア）の内容、システム機能、設備の共有化により運用に係る効率化
  - ③水道標準プラットフォーム上での運用・保守・障害発生時の体制等の機能構築
8. その他、追加提案（独自性）
  - ①見積金額の対象範囲内で、今回導入するシステムに関しての仕様書及び機能要件書に明記していない、その他の機能
  - ②見積金額の対象範囲外で、マッピングシステム・管網解析を活用した、将来的な拡張性等の利用提案等
  - ③見積金額の対象範囲外で、現場等に対応できるシステム機器及び機能等

## 【2】システム機能要件書（様式第9号）

- ①基本操作機能要件
- ②セキュリティ機能要件
- ③データ機能要件
- ④管網解析機能・構築要件

## 【3】提案見積金額（様式第10号、様式第10号別添）

提案見積金額の対象範囲

提案事業者が提出する提案見積金額（様式第10号、様式第10号別添）の対象範囲は、下記「見積金額費用内訳表」に記載のとおりとする。

提案事業者は、各項目に必要なとなる経費を提案見積金額に含めること。

| 【見積金額費用内訳表】                                                    |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| ①マッピングシステム構築費用（初期設定費用等含む全てを見積金額に含めること。）                        |     |
| (1) システム構築費用（直接費、諸経費等）<br>（構築業務に必要なとなる項目等）                     | 1 式 |
| (2) システムハードウェア構築費用<br>（PC5 台、サーバー、予備サーバー調達費用、ネットワーク構築費用等※1）    | 1 式 |
| (3) システムソフトウェア構築費用<br>（マッピング・ファイリング・管網解析（水圧流量）・その他必要となるソフトウェア） | 1 式 |
| (4) 水道標準プラットフォーム増設費用                                           | 1 式 |
| ②マッピングシステム保守費用（見積金額として4年1ヶ月分保守費用を計上すること。）                      |     |
| (1) システム保守費用（5 台運用・保守費用：保守料、使用料等）                              | 1 式 |
| (2) 水道標準プラットフォーム保守費用（保守利用料、回線使用料等）                             | 1 式 |
| ③ベンダー変更時のデータ移行費用                                               |     |
| 受託者がデータを吐き出す（ベンダー変更時）費用を計上すること。※2                              | 1 式 |

※1 ネットワーク構築に必要な機器（HUB 等）を含む。

※2 データ移行費用は契約金額には含まず、移行発生時の支払いとする。